

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 目次

- ◇告示 肥料検査成績の公表
- 国が買収する予定土地
- 保安林の指定予定
- 耕土培養地域の指定
- 公有水面埋立免許
- 私立各種学校の設置認可等
- 土地改良事業計画の縦覧
- 土地改良区定款変更認可
- 土地改良事業認可
- 牛の移入禁止区域の解除
- 臨時教育委員会の招集
- ◇教委告示

## 告示

### 鳥取県告示第六百二十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基き昭和三十年九月及び十月中に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和三十年十二月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

（九月分）

肥料の種類	保証票添附者	検査点数	うち合格点数
硫酸アンモニア	東洋高圧工業株式会社	二	〇
粒状尿素	〃	二	〇
粒状石灰窒素	日本カーバイド工業株式会社	二	〇
普通配合肥	株式会社多木製肥所 大和肥料株式会社 鳥取県中央農業協同組合連合会	四	〇
化成肥料	住友化学工業株式会社 神島化学工業株式会社 日本チツカリン工業株式会社 足立石灰鋳業株式会社	八	〇
炭酸カルシウム		九	〇

農地とすべき土地	附 帯 地	計	入植予定戸数	増反予定戸数	摘 要
一四六、七〇七	1	一四六、七〇七	1	一四一戸	1
二 土地の利用予定の概要					
合 計			一四七、七〇七	一四七、七〇七	
字池ノ谷二三一ノ二番地			二、三五	二、三五	
一三〇ノ五番地			〇、八〇〇	〇、八〇〇	
一三〇ノ六番地			〇、〇一〇	〇、〇一〇	
一三〇ノ七番地			〇、〇一〇	〇、〇一〇	
二二七番地			三、八三六	三、八三六	
字清水一七八番地			五、九〇〇	五、九〇〇	
大字宇谷字長谷三四四ノ一番地			二、三三〇	二、三三〇	東伯郡泊村大字宇谷七五三番地 山本 博 外六名
宇治谷三四六ノ一番地			七、四〇〇	七、四〇〇	東伯郡泊村長 八木 達彌
字長谷三四四ノ二番地			〇、五八	〇、五八	東伯郡泊村大字宇谷七五三番地 山本 博 外六名
三四五ノ一番地			二、三〇六	二、三〇六	
三四五ノ二番地			〇、六三	〇、六三	

所在地	町村大字字地番	地 目	面積		所有者の住所氏名
			台帳一買	反	
東伯郡泊村大字小浜字池ノ谷西平二八〇番地	原野	原野	二、六〇	二、六〇	東伯郡泊村長 八木 達彌
二八一番地			一〇、五一〇	一〇、五一〇	

  

肥料の種類	保証票添附者	検査点数	うち不 合格点
硫酸アンモニア	住友化学工業株式会社	二	〇
過磷酸石灰	日本化学工業株式会社	二	〇
熔成燐肥	電気化学工業株式会社	二	〇
石灰窒素	大和肥料株式会社	六	〇
普通配合肥料	住友化学工業株式会社 新日本窒素肥料株式会社 神島化学工業株式会社 日本チツカリン工業株式会社	四	〇
化成肥料	住友化学工業株式会社	八	〇
炭酸カルシウム	足立石灰鋳業株式会社	一	〇

  

鳥取県告示第六百二十一号

次の土地は国が買収する予定であるので、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十八条第一項の規定により公示する。

昭和三十年十二月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂



〃 会見町 四〇  
岩美郡宇倍野村 七〇  
八頭郡用瀬町 二五

鳥取県告示第六百二十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和三十年十二月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 埋立の場所

鳥取市三山口字紙子谷一一五ノ五地先から同字一  
一六ノ四地先まで

二 埋立の面積

旧河川敷 八十七坪

三 埋立工事着手の期限

昭和三十一年一月一日

四 埋立工事のしゅんこう期限

工事に着手の日から五箇年以内

五 埋立の目的

耕地造成

六 埋立の免許を受けた者

鳥取市三山口三二一番地 有田政春

鳥取県告示第六百二十五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条において準用する同法第四条の規定により私立各種学校の設置及び廃止を次のように認可した。

昭和三十年十二月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

設置することを認可した各種学校

名 称 所 在 地 設置者 認可年月日

境女子専 西伯郡境港町日ノ 門永喜久江 昭和三十年十  
門学校 出町一〇番地 二月二十二日

廃止することを認可した各種学校

名 称 所 在 地 設置者 認可年月日

鳥取県高 米子市旗ヶ崎五五 鳥取県販売農業 昭和三十年  
等農事講 九番地 協同組合連合会 十二月二十  
習所 代表者 足鹿覚 二日

鳥取洋裁 鳥取市立川町三丁 上田太一郎  
学院 目 ”

鳥取県告示第六百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、別府土地改良区から土地改良事業計画を変更することについての認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。

よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年十二月二十七日 鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業変更計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十年十二月二十八日から昭和三十一年一月十六日まで

三 縦覧の場所

八頭郡中私都村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、別府土地改良区の定款変更について、昭和三十年十二月二十三日認可した。

昭和三十年十二月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第六百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大誠村土地改良区の定款変更について、昭和三十年十二月二十三日認可した。

昭和三十年十二月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

